

寛政期における徳島藩の農業と 水産業（上）

安 沢 秀 一

- 1 はじめに
- 2 立毛生熟並村浦之様子申上書
- 3 農産物の種類と地域性 (以上本号)
- 4 農産物生育状況 (以下次号)
- 5 水産物収穫状況
- 6 む す び

1 はじめに

蜂須賀氏を領主と仰いで四国の一半を占め、二百数十年の治政が続いた徳島藩については、はやくから藩政、民政の各分野について数多くの研究が発表され¹⁾、また根本史料の刊行も盛んであった²⁾。最近においては県政100年を記念する県史編纂が企てられ、その「徳島県史」の第3巻、第4巻が「近世編」にあてられ、従来の成果に、新菟の史料にもとづく研究を加え、総合的な叙述によって、最新の通史の役割を果している³⁾。

徳島藩が研究者の注目するところとなったのは、おそらく要約すればつぎの三点によるものであろう。

その一は、いわゆる織豊取立大名であった蜂須賀氏が、徳川政権下にあっても、その旧領を失うことなく、しかも転封・減封をつねとしたともいえる諸他の大名と異なり、その封地を替えることがなかったという点であろう⁴⁾。すなわち、天正13年の入国より、大坂役中の中断はあるけれども、明治3年の廃藩置県まで蜂須賀氏支配の一貫性が守られ、またその領国型態も阿・淡両国を全て領有するという一円性を保っていたのである。

その二は、徳川政権下において、諸他の大名の殆んどが家臣団えの知行の封与において、いわゆる地方知行から俸禄制への転換がなされているにもかかわらず⁵⁾、徳島藩においては地方知行が行なわれ、知行人に対する役負百姓の人付が知行状のうえにもはっきり示されているといった知行制度の特異性をあげることができよう。そして役負百姓の人付という面から生ずる農民間のさまざまな身分的規制や、あるいは郷土制度の存在という側面までふくめて、民政上の特色をかたちづくっているのである。

その三ははやくからみられる領国内の商業的發展の問題であり、とくには藍作を中心とする商品流通と貨幣經濟の滲透がもたらす經濟上の特異性をあげることができよう。

とくに第三の問題については、故戸谷敏之氏の提唱がひとり阿波型農業の特異性を論じたというよりは、近世日本の、またひろく日本農業の發展構造の解明という見地からなされた業績であって、そのもつ意義は極わめて大きい⁶⁾。またそれだけに戸谷氏の立論の根拠となったいわゆる阿波型農業經營については、なおその具体的様相を一層解明する必要があるだろう。なぜなら、戸谷氏のいわれる阿波型農業經營は、戸谷氏が近世日本の農業經營のイデアル・ティプスを抽出してくる際に、検討の素材として幕末・安政期における吉野川流域の藍作農家のモデル的記述を利用・検討することによって措定されたものであって、必ずしも徳島藩領域における農業の歴史的構造が明らかにされたうえでの立論とはいいがたいからである⁷⁾。

われわれに課せられた問題はむしろいわゆる阿波型農業經營が徳島藩領における農業の歴史的構造のなかでどのような位置と意味をもちうるのかを確定することにあるといえよう。といて、小稿は上記の課題について直ちに十分な解答を果しうるものではなく、そうした検討のための一素材を提供し、あわせて徳島藩農政史研究の一環たらしめようとし得るにすぎない。すなわち小稿は寛政期における徳島藩領内の農業・水産業事情をま

ず明らかにすることを当面の目的とする。なお徳島藩農政史上、寛政期がどのような意味をもちうるかの見透しについては、寛政・享和期の郡代による農村調査書について考察しようとする別稿「寛政期における徳島藩の農政」において果す予定である⁸⁹。

- 1) 研究業績については戦後発表されたもののうち若干をあげるにとどめる。
 - 戸谷敏之稿「旧藩時代における阿波の農業経営」同著「近世農業経営史論」所収第6章および第1章 昭和24。
 - 井内弘文稿「明治維新における阿波藍業の制度改革の意義」歴史評論33号。
 - 大槻弘稿「阿波藩における近世村落の形成過程」経済論叢74の2。
 - 大槻弘稿「阿波藩における葉藍専売制度の成立過程」経済論叢74の5。
 - 大槻弘稿「阿波藩における藩政改革——藍作を中心として」堀江英一編「藩政改革の研究」所収 昭和30。
 - 峯岸賢太郎稿「軍役と知行制——阿波藩の場合」歴史評論134号。
 - 金沢静枝稿「阿波藩の軍役算定法について」日本歴史193号。
 - 大竹秀男稿「農地の移動に関する領主法規制—阿波藩農民統治法研究の一齣—」神戸法学雑誌11の3。
 - 森泰博稿「阿波藩の流通統制（年表）」上智経済論集8の1。
 - 森泰博稿「大名領国における主穀と商品作物—阿波藩の他国米制道—」上智経済論集8の2。
 - 後藤捷一稿「阿波藍」地方史研究協議会編「日本産業史大系7 中国四国篇」所収。
 - 井上国雄稿「藍」日本農業発達史第3巻第1篇第9章3節。
 - 三木雄介稿「阿波藩札考」(一)(二)(三) 史学37の3・38の1・38の2。
- 2) 史料の複刻はつぎのようである。
 - 阿波藩民政資料 1冊 大正3。
 - 阿波国最近文明史料 1冊 大正4。
 - 大典
記念 阿波藩民政資料 2冊 大正5。
 - 後藤捷一編 吉野川筋存寄書 昭和18。
 - 阿波国藍業略誌 日本農業発達史第3巻資料複刻篇 昭和29。
 - 三木文庫編「阿波藍譜」2冊 昭和36・39。
 - 藩法集3 徳島藩「元居書抜」 昭和37。
- 3) 徳島県史第3巻・第4巻 昭和40。
徳島県史料第1巻「阿淡年表秘祿」 昭和41。
- 4) 藤野保著「幕藩体制史の研究」 昭和36。
- 5) 金井円著「藩政」 昭和37。
- 6) 戸谷敏之著「近世農業経営史論」とくにその第1章「江戸時代における農業経

営の諸類型」および第6章「旧藩時代における阿波の農業経営」 昭和24。

7) 前掲戸谷著書 第6章。

8) 本稿は別稿とともに昭和40年10月社会経済史学会近畿部会例会において「寛政期における徳島藩の農業と農政」と題して報告し、席上、多くの教示をうけることができた。記して謝意を表する次第である。

2 立毛生熟並村浦之様子申上書

寛政期における徳島藩領内（ただし阿波国のみ）の農業・水産業事情を通観する史料として、「立毛生熟并村浦之様子申上書」が、旧藩主蜂須賀家旧蔵文書のなかにある¹⁾。本史料は全21冊よりなり、これが「名東・名西・麻植三郡」、「板野・阿波・美馬・三好四郡」、「勝浦・那賀・海部三郡」の三つのグループに分れる。そして夫々のグループは「三月分」、「四月分」、「七月分」、「八月分」、「十月分」、「十二月分」、「正月分」の7冊からなっているのである。

正確にするせば、三グループとも表題は多少異なっている。たとえば、「名東・名西・麻植三郡在々之様子当三月分作方之運、申上帳穂積早蔵」という型式で表紙が書かれている場合（名東・名西・麻植三郡の7冊で、郡代の名前も7冊とも共通である）と、「板野・阿波・美馬・三好四郡在々作方其余共卯三月分申上帳 前野延左衛門」という型式の表紙（前野延左衛門の名前はこの4郡の7冊に共通である）と、「卯三月勝浦・那賀・海部三郡立毛生熟并村浦之様子申上書 稲田武七郎」という型式の表紙（郡代の名前は三月分・四月分が稲田武七郎、七月分は表紙欠、八月分は前野延左衛門、十月分以降の三冊は稲田武七郎である）と、それぞれ異なっているのである。そして、「辰正月勝浦・那賀・海部三郡……」にのみ、貼紙があって、「寛政八辰年分」となっている。すなわち、本史料は寛政7年3月より寛政8年正月までのほぼ1年間を、3月・4月・7月・8月・10月・12月・1月の7回にわたって、阿波十郡の郡代が、農業・漁業の立毛生熟や収穫、漁猟などの状況を上司に申告した報告書なのである。農事暦

からいえば寛政7年の農業事情を示しているといえよう。

この種類の申上書が毎年つくられたのか、あるいは寛政7年に臨時に作成されたのかは、一考を要する所であるが、蜂須賀家文書中にはこの年の分21冊のみがあるにすぎず、またいまのところ、こうした型式の報告書作成を直接指示した関係史料が見出せないのも、おそらく臨時的なものであったろうと思われる。ただ寛政期は徳島藩農政史上、一つの劃期をなしており、十代重喜が明和6年に隠居し、僅か9才で襲封した十一代治昭が、寛政2年に至って「万事国政之義、至鎮殿より光隆殿迄之御法令ニ随ひ、且は承応・明暦之趣に應」ずべしと、その施政方針に「祖法復帰」をうたったのは、治昭が31才の時である²⁹。そして積極的に民政上の施策を打出していったのである。

それらさまざまな農政施策が一個の法令の中に集中的に表現されているのが、郡方元居書抜の寛政十二申年九月廿八日の項に収められている覚書である³⁰。

一御国中郡村浦々御公私御掟を初として右より品々御条目・御法度被仰出有之、猶又時々御政令之御旨も有之候……中略……然所、御国中御用之風俗先達て己来追々御調被仰付候所、……中略……彼是御評議之上、先達而海部表御郡代被仰付、一々御調有之候所、先以彼地之義兼々相聞居候通誠ニ御作法は無かことく、万事之不正絶言語候、則御郡代之面々罷越御趣意之通夫々取改、此頃ニ至年来下情之艱苦相除、一々安堵ニ住し正路ニ可向様子ニ候……下略……

上記の史料は寛政十二年に改めて各地へ郡代手懸を仰付けた際の覚書であり、この時派遣された郡代たちの復申書については別稿で考察する予定であるが、引用史料の後段に「海部表」で実験的に改革を試みた旨が見えており、この時の調査報告は、蜂須賀家文書中に、「(海部表御帰古一件)」とあるものに相当するようである⁴⁰。この史料は寛政6年から10年にかけて記述されている。われわれがいま考察の対象としようとしている寛政7

年度の「立毛生熟并村浦之様子申上書」もこうした郡政改革事業の一環として行なわれた調査の報告書なのであろう。作成者である穂積早蔵・前野延左衛門・稲田武七郎のうち、稲田武七郎は寛政12年の覚書に郡代手懸として現われるが、他の2人は見えない。失脚したのか、藩庁に登用されたのかいまは明らかでない。

つぎにこの申上書の書式を一応みておこう。表紙の型式はすでにみた。内容の部分、名東・名西・麻植三郡の三月分によって抄出するとつぎの如くである。

私手崎村々作方之運，左之通ニ御座候
 一名東郡佐古中村両村組，麦・菜種作之儀，随分生宜御座候，追々熟仕，
 実成宜相見へ申候，只今之運ニ御座候得ハ，豊作と相見へ申候，藍苗
 之義生立宜，此節専植付仕居申候，稲苗之義蒔付仕申候処生宜御座候
 旨，申出候

——中略——

一銀礼壺貫式拾五匁四分五厘

右者津田浦獵師共，当三月分朔日ハ同晦日迄，惣網取揚高右員数之
 通御座候

右之通村浦役人共申出候ニ付右之通申出候，以上

卯四月九日

穂積早蔵

中略とした部分は前後の二ツ書と同様に各村組の農作状況が述べられているのである。

さて、史料中に傍点をふった個所に見るとおり、この報告書の情報源は村浦役人であり、郡代手懸りがみずから廻村して具に状況を見届けたものではない。しかもその報告の文言は農作物の植付面積や、播種量などを数量的に示そうとするのではなく、いわば印象的な状況報告である。もっとも収穫期になると、米・麦についてはその反当り収量を数字で示そうとしているし、漁獵物については運上銀高で示している。また時によっては漁

獵物を数量などで示していることもあるが、全体としてみれば一貫した数字を追かけることができない。こうした点にこの史料の利用上の限界が見出されるのである。すなわち村浦役人が郡代手懸りに状況を申告する際に出来る限り控え目な操作を加えようとしているであろうということと、数量的な検討が一部にしか行えないということである。ただそれにもかかわらず阿波10郡を概観できるという点で、この史料は積極的な価値をもちうるだろう。

形式的な問題にもどって、上引史料において状況報告の単位の最小は農産物の場合、村組であり、漁獵物の場合には浦（または浦組）であった。村組単位がとられているのは「名東・名西・麻植三郡」のグループのみで、「板野・阿波・美馬・三好四郡」および「勝浦・那賀・海部三郡」の二グループは郡単位で述べられている。ただときによっては山分を区別したり、祖谷谷について特記したりすることもある。こうしてみると、「名東・名西・麻植三郡」の農業生産力と、他の7郡の農業生産力にかなりの懸隔があって、これがその把握の仕方に反映しているものと見られよう。いわゆる阿波の南北区分によると、「北方」は名東・名西・板野・阿波・麻植・美馬・三好の7郡をさし、「南方」は海部・那賀・勝浦の3郡とさしているが、この地域区分と比較して、一つの問題を含んでいるように思える。

ともあれ、われわれが本稿で考察しようとする史料は以上のごとき成立と、形式を有しているのである。

- 1) 文部省史料館所蔵「阿波蜂須賀家文書」史料番号360。なお同館所蔵史料目録第4集、昭和30に、本史料は仮題（郡在々之様子作方其余申上帳）寛政八外三冊 となっているが、本稿はこの仮題を用いなかった。また冊数は校正誤りである。筆者は本史料目録作成に携った一員として忸怩たるものがあるが、ここに訂正する次第である。
- 2) 藩法集3 徳島藩393 寛政二戌年五月十四日項 128頁。なお同書所収大竹秀男稿「徳島藩元居書抜解題」および拙稿「徳島藩概説」を参照されたい。
- 3) 前掲藩法集 2436 899～903頁。

4) 阿波蜂須賀家文書 351。

3 農産物の種類と地域性

寛政7年度に阿波国10郡で栽培された農作物の種類を「申上書」から拾ってみると、第1表にあげたようなものとなる。主穀・雑穀と、その他の農作物に大別し、郡毎に栽培されているものに○印をふした。農作物の品名は史料の表現をそのまま用いた。そのため、麦・粟・稗のようなものをあげたあとに「雑穀類」と総称されている場合も表示にあがっている。また穀物以外の農産物のばあいも、最下段にある「雑子類」とあるのは、史料に「大根并雑子類」「菜・大根其余雑子類」「麦・菜種其余雑子類」「野

第1表 寛政7年阿波10郡農産物種類

	名東	名西	麻植	板野	阿波	美馬	三好	勝浦	那賀	海部
稲	早	○	○	○	○	○	○	○		
	中	○	○	○	○	○	○	○		
島	晚	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	麦	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小	粟	○	○	○	○	○	○	○	○	
	黍	○	○	○	○	○	○	○	○	
蕎	稗	○	○	○	○	○	○	○	○	
	雑	○	○	○	○	○	○	○	○	
大	豆	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	豆	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空	豆	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	豆	○	○	○	○	○	○	○	○	○
円	藍	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	種	○	○	○	○	○	○	○	○	○
菜	麻	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	胡	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木	綿	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	草	○	○	○	○	○	○	○	○	○
煙	根	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	菜	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大	芋	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	球	○	○	○	○	○	○	○	○	○
琉	芋	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	芋	○	○	○	○	○	○	○	○	○
里	さ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ち	野	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	雑	○	○	○	○	○	○	○	○	○

菜・雑子類」などのように使用されており、具体的にどのような畑作物をさしているのかわからないものもある。

10郡すべてに植付けられているのは稲・麦・菜種の3種である。もっとも稲のばあい、三好郡は早稲・晩稲の二種のみであり、那賀・海部の2郡は中稲に限られており、早稲・中稲・晩稲の3種のすべてに○印をふした他の7郡とは様子が少しく異なっている。また畠稲は板野郡にだけ記述がみられた。麦のばあい、麻植郡でとくに「小麦」の植付けが別記されているのを除いて、他の9郡では麦の細目、つまり大麦・小麦・裸麦などの区別がつかない。おそらく裸麦が主たるものであったろう。

稲・麦・菜種について広く栽培されているのは、粟・稗の雑穀と、大豆・小豆・空豆の豆類である。

稗・黍・蕎麦・胡麻・ちさなどが山間部を多くもつ郡に植付けられているのに対し、菜・大根・芋・里芋などの野菜類は平場の郡に多くみられ、農業のあり方の違ひを暗示している。木綿は山間と平場の中間地帯的農産物のようである。

そうじていわゆる「南方」3郡（勝浦・那賀・海部）と、「北方」7郡とでは作物の分布に違いがあるように見うけられるのである。とくに阿波特産の筆頭にあげられる藍は「北方」7郡だけに植付けられている。

ほかに特殊なものとして、名東郡にのみ麻・藺があり、煙草は三好郡にのみみられる。海部郡には琉球芋（薩摩芋）がある。

以上、寛政7年度の農産物種類を「申上帳」にそくして列举してみたが、これだけでは阿波10郡の農産物構造を明らかにする手がかりとして、心細い。そこで、徳川期の史料に求め得ない数量的資料を明治初年の農産表に求め、これと比較し検討の素材としたい。利用するのは明治10年の全国農産表であり¹⁾、寛政期とは約80年のへだたりがある。明治10年の状況がそのまま寛政期の農業のあり方につながるとはいえないが、幕末・維新期の経済変動を念頭におきながら、推移の方向を見出す手がかりとはなり得よ

第2表A 明治10年阿波10郡農産物価額表

品目	郡名	合 計				
		名東郡	名西郡	麻植郡	板野郡	
		円	円	円	円	円
米・糯	米	981,501.030	112,077.119	28,766.916	18,874.134	187,874.348
大	麦	65,058.420	213.652	729.461	3,904.859	273.652
小	麦	31,318.976	2,129.106	1,770.720	3,602.038	5,611.465
裸	麦	351,770.459	52,470.595	39,882.267	25,437.690	68,332.136
	粟黍稗	132,125.976	3,797.507	5,515.817	10,603.862	2,848.907
		3,629.949	10.976	496.145	157.217	528.575
		18,920.992	2,339.944	3,196.570	603.654	5,100.958
大	豆	132,109.256	23,926.472	11,822.054	8,007.390	63,809.335
蕎	麦	7,870.394	41.026	909.003	1,872.670	272.913
蜀	黍	3,145.552		92.013		254.458
玉	薯	7,755.210		3,393.000	93.600	1,117.788
甘	薯	55,066.366	993.807	3,462.561	7,077.976	3,698.433
馬	鈴	9,845.784	46.475	20.423	5,199.539	47.440
	麻生	237.942				
繭	糸	13,220.366	536.686	870.400	805.000	1,032.202
藍	葉	472,895.650	102,385.535	1,756.279	51,501.420	202,230.900
製	茶	8,570.801	2,562.563	42.728	1,752.300	
楮	皮	8,239.047		319.000	3,311.130	
葉	草	31,293.053		33.135	171.000	
実	綿	2,993.542	695.422			342.050
菜	種	22,077.327	1,920.183	81.305	3,375.000	7,783.948
椎	茸	659.597		14.000		
漆	汁	2,138.234				
食	塩	200,308.748	7,201.223			75,777.525
海	物	133,782.322				211.286
合	計	2,696,534.993	313,348.291	103,173.797	146,350.479	627,148.319
農	産物計	2,362,443.923	306,147.068	103,173.797	146,350.479	551,159.508
水	産物計	334,091.070	7,201.223	—	—	75,988.811

う。

第2表に明治10年の阿波10郡における農産物価額を郡別・品目別に表示してみた。農産表は反別・数量・単価を示しているもので、農産物種目ごとにその価額を算出した。なお農産表の単価で一桁間違えていると思われるものがあり、これは訂正して価額を算出した。すなわち阿波郡の甘薯が農産表では斤ニ付1銭8厘となっているが、他の郡の甘薯は6厘9毛(名東郡), 2厘8毛(名西郡), 1厘2毛(板野郡), 1厘7毛(麻植郡)となっているので、阿波郡の甘薯も1厘8毛として計算した。また三好郡の玉蜀黍が斤ニ付2厘2毛となっているが、他の郡の玉蜀黍が3銭

(明治10年全国農産表ヨリ)

阿波郡	美馬郡	三好郡	勝浦郡	那賀郡	海部郡
円	円	円	円	円	円
30,040.278	23,323.283	38,227.958	130,966.862	341,569.995	69,780.137
1,486.214	7,502.256	1,506.337	47,414.036	1,911.036	116.917
6,572.994	5,377.292	3,923.865	708.226	1,193.452	429.818
36,770.728	36,995.594	24,975.224	16,766.173	43,267.236	6,872.816
4,487.774	4,200.911	2,467.863	108.816	97,953.510	141.009
196.280	833.448	1,211.485	61.633	133.218	0.972
976.199	1,799.900	2,070.133	282.263	102.972	2,448.399
7,291.419	8,780.262	3,372.626	1,137.874	3,462.112	499.712
910.951	1,696.581	1,388.968	116.083	421.878	240.321
352.166	58.749	1,516.407	862.451	9.308	
	556.800	895.796		18.000	1,680.226
11,465.514	8,875.198	14,990.693		2,716.152	1,786.032
3,083.347	438.134	988.332		22.094	
	206.250				31.692
8,015.112	1,360.995	220.000		379.971	
58,812.698	34,340.600	18,424.077	3,431.025	13.116	
	1,272.000	221.520	247.500	599.662	1,872.528
	1,690.027	1,491.336	146.250	15.616	1,265.688
	7,746.960	22,026.915		886.343	428.700
1,432.728		333.640	171.710	11.000	6.992
2,393.957	1,156.300	2,239.153	1,555.676	1,468.046	103.759
	45.000	12.852		12.138	575.607
	239.040	1,899.194			
				117,330.000	
				429.000	133,142.036
174,288.359	148,495.580	144,404.374	203,976.578	613,925.855	221,423.361
174,288.359	148,495.580	144,404.374	203,976.578	496,166.855	88,281.325
—	—	—	—	117,759.000	133,142.036

(美馬郡・那賀郡), 1 銭 2 毛 (海部郡), 1 銭 3 厘 (麻植郡) となっているので, 三好郡の玉蜀黍も 2 銭 2 厘として計算した。

第 2 表のさいごに「海産物」とあるのは農産表に海參・乾魚・鰯・鯉節・石花菜と細分されていたのを一括したものである。

第 2 表は表示の都合で A・B・C・D の 4 つにわけた。第 2 表 A には価額の実数を表示し, 第 2 表 B には 10 郡の村数とその百分比および総価額に対する郡合計の百分比と, 農産物・水産物それぞれにおける郡合計の百分比を表示した。第 2 表 C は各品目別にその合計に対する各郡の百分比を算出して表示した。第 2 表 D は各郡別にその農・水産物合計に対する各品目

第2表B 郡別構成表

	名東	名西	麻植	板野	阿波	美馬	三好	勝浦	那賀	海部	合計
村数	45	38	28	107	37	27	34	31	151	79	571
村数百分比	7.9	6.6	4.9	18.7	5.4	4.8	6.0	5.4	26.5	13.8	100%
農産物計	13.0	4.4	6.2	23.3	7.4	6.3	6.1	8.6	21.0	3.7	100%
水産物計	2.1	—	—	22.7	—	—	—	—	35.3	39.9	100%
総計	11.6	3.8	5.4	23.3	6.5	5.5	5.4	7.5	22.8	8.2	100%

第2表C 品目別各郡百分比

品目	郡名	名東	名西	麻植	板野	阿波	美馬	三好	勝浦	那賀	海部	合計
米・糯	米	11.4	2.9	1.9	19.1	3.1	2.4	3.9	13.4	34.8	7.1	100%
大小	麦	0.3	1.1	6.0	0.4	2.3	11.5	2.4	72.9	2.9	0.2	100%
小	麦	6.8	5.7	11.5	17.9	21.0	17.2	12.5	2.3	3.8	1.3	100%
稗	麦	14.9	11.3	7.2	19.4	10.5	10.5	7.1	4.8	12.3	2.0	100%
	粟黍稗	2.9	4.2	8.0	2.2	3.4	3.2	1.9	0.08	74.1	0.02	100%
	黍	0.3	13.7	4.3	14.6	5.4	23.0	33.4	1.7	3.6	—	100%
	稗	12.4	16.9	3.2	27.0	5.2	9.5	10.9	1.5	0.5	12.9	100%
大	豆	18.1	9.0	6.1	48.3	5.5	6.6	2.5	0.9	2.6	0.4	100%
番	麦	0.5	11.5	23.8	3.5	11.6	21.6	17.6	1.5	5.4	3.0	100%
蜀	黍	—	2.9	—	8.1	11.2	1.9	48.2	27.4	0.3	—	100%
玉	薯	—	43.8	1.2	14.4	—	7.2	11.6	—	0.1	21.7	100%
甘	薯	1.8	6.3	12.9	6.7	20.8	16.1	27.2	—	4.9	3.3	100%
馬	薯	0.5	0.2	52.8	0.5	31.3	4.4	10.0	—	0.3	—	100%
	麻	—	—	—	—	—	86.7	—	—	—	13.3	100%
繭	生	4.1	6.6	6.1	7.8	60.6	10.2	1.7	—	2.9	—	100%
藍	茶	21.7	0.4	10.9	42.8	12.4	7.2	3.9	0.7	—	—	100%
製	皮	29.9	0.4	20.5	—	—	14.8	2.6	2.9	7.0	21.9	100%
楮	草	—	3.9	40.2	—	—	20.5	18.1	1.8	0.2	15.3	100%
葉	綿	—	—	0.6	—	—	24.8	70.4	—	2.8	1.4	100%
実	種	23.2	—	—	11.4	47.9	—	11.1	5.8	0.4	0.2	100%
菜	茸	8.7	0.4	15.3	35.3	10.9	5.2	10.1	7.0	6.6	0.5	100%
椎	汁	—	2.2	—	—	—	6.8	1.9	—	1.8	87.3	100%
漆	塩	—	—	—	—	—	11.1	88.9	—	—	—	100%
食	物	3.6	—	—	37.8	—	—	—	—	58.6	—	100%
海		—	—	—	0.2	—	—	—	—	0.3	99.5	100%

の百分比を表示し、また総計に対する各品目の百分比もあはせ示した。ただし0.1%に満たないものは省略した。

さて、第2表Bをみると、10郡の村数が郡によって大きな隔りがあることが知れる。板野・那賀の2郡は100カ村以上をそれぞれ含み、海部郡が

第2表D 各郡別品目百分比

	名東	名西	麻植	板野	阿波	美馬	三好	勝浦	那賀	海部	10郡合計
米・糯	35.8	27.9	12.9	30.0	17.2	15.7	26.5	64.2	55.6	31.5	36.4
米		0.7	2.6		0.9	5.1	1.0	23.2	0.3		2.4
大小	0.7	1.7	2.4	0.9	3.8	3.6	2.7	0.3	0.2	0.2	1.2
裸	16.7	38.7	17.4	10.9	21.1	24.9	17.3	8.2	7.0	3.1	13.0
粟黍稗	1.2	5.4	7.3	0.5	2.6	2.8	1.7		16.0		4.9
粟黍稗		0.5	0.1		0.1	0.6	0.8				
大蕎蜀玉甘馬	0.8	3.1	0.4	0.8	0.6	1.2	1.4	0.1		1.1	0.7
豆麦黍黍薯薯	7.6	11.5	5.5	10.2	4.2	5.9	2.3	0.6	0.6	0.2	4.9
蜀黍薯薯		0.9	1.3		0.5	1.1	1.0		0.1	0.1	
蜀黍薯薯				0.2	0.2		1.1	0.4			
鈴麻生	0.3	3.3		0.6		0.4	0.6			0.8	
糸葉茶皮草綿種茸汁塩物		3.4	4.8	0.6	6.6	6.0	10.4		0.4	0.8	2.0
繭藍製楮葉葉煙	0.2		3.6		1.8	0.3	0.7				
繭藍製楮葉葉煙	0.2	0.8	0.6	0.2	4.6	0.9	0.15				0.5
菜種茸汁塩物	32.7	1.7	35.2	32.3	33.7	23.1	12.8	1.7			17.5
漆食海	0.8		1.2			0.9	0.15	0.1		0.8	
漆食海		0.3	2.3			1.1	1.0			0.6	
漆食海	0.2		0.1			5.2	15.3		0.1	0.2	1.2
漆食海	0.6			1.2	0.8	0.8	1.6	0.8	0.2		0.8
漆食海			2.3		1.3					0.3	
漆食海	2.3			12.1		0.2	1.3		19.1		7.4
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

これにつき、他はずっと少なくなる。そして「北方」7郡の村数合計が316、「南方」3郡の合計が261とほぼ匹敵する位の割合となっている。

産物総価額の郡別比率は村数比率にほぼ照応して大差をみせない。村数比率より総価額比率の方が下廻るのは名西・美馬・三好・那賀・海部の5郡である。

海産物を産出する郡は名東・板野・那賀・海部の4郡であり、なかでも那賀・海部の2郡が圧倒的な比率を占めている。これに対し、農産物の方はどの郡もほぼ村数に照応しているが、海部郡の比率は著るしく小さい。海産物産出で、農産物の低位性を補っているのである。農産物産出で比重が高いのは名東・板野の2郡であり、ことに板野郡が農産・水産ともに盛んな様子をうかがえる。

つぎに第2表Dをみよう。総計に対する各品目の百分比において比率の高い順で列挙すると、米・藍葉・裸麦・食塩・海産物・大豆・粟・大麦・甘薯・小麦・葉煙草・菜種・稗・繭生糸となる。上位3品で総価額の66.9%を占めており、食塩・海産物の12.4%を加えると79.3%となり、大豆以下の比重は急速に低下してしまう。また米・大麦・小麦・裸麦・粟・稗・大豆を合計すると、63.5%と総価額の約3分の2を占めている。これら以外の農産物のうちでは藍葉の比重が高く、阿波の特産として重きをなしていることが明らかである。

ところで、明治7年の物産表の分析にもとづいて明治初年における諸産業発展の地域性を追求された古島敏雄氏によれば、「明治初年であっても、農民を商品流通に接触させる最大の契機は棉作・綿業であり、これについて約半分の重要度で養蚕製糸業と製油原料作物栽培と製油が位し、以下製紙・製茶・煙草・染料等が重要な意味をもっているといえる²⁾」とある。この古島氏の指摘に従って、われわれは阿波10郡の農産物のもつ意味をさらに考えることとしたい。ただし古島氏が利用された物産表に現われる名東県は阿波・淡路に加えて讃岐まで含んでいるから、われわれが問題としている阿波10郡の農産物と比較する際、この点を考慮に入れねばならない。なお古島氏の分析では綿作・綿業と養蚕製糸・絹織物への言及が省略されているが、阿波10郡の農産物においても麻・繭・生糸の比率は合せても僅か0.6%と低いので、一応省略して、油料作物から比較を始めよう。

油料原料には菜種・綿実・胡麻・荏があるが、菜種だけをみると、明治7年の物産表での価額は10万1千円であり、名東県の生産価額は全国61府県中の7位と比較的上位にある³⁾。これにたいし、明治10年の阿波10郡の菜種価額は2万2千円余で、約5分の1となっている。名東県は淡路・讃岐を含んでおり、そこでの菜種生産価額が不明であるため、5分の1という比率が妥当かどうかきめかねるが、減少の方向を辿ったとみてよいだろ

う。阿波10郡の農産物総価額に占める菜種価額は0.8%で12位にすぎない。しかしすくなくとも菜種が商品作物として阿波の農業のなかで特殊な意味をもっていたことは疑いない。寛政7年度の農作物中、ひろく阿波10郡にその植付がみられる事実と関連づけて考えることができよう。

つぎに古島氏は製紙業をあげて「楮その他、紙原料の生産や製紙は、煙草生産とともに山間部農民を商品流通に引きこむ契機であった」と述べている⁴⁾。名東県は全国生産価額中の15位であり、明治10年の阿波10郡の楮生産価額は8千余円と、きわめて低い比重しかもっていない。しかし、古島氏の指摘のように局地的な生産地におけるその比重をみる必要があるだろう。

製茶をみると、明治7年に名東県は全国生産価額の2%を占め、14位となっている⁵⁾。その生産価額6万1千9百円にたいし、明治10年の阿波10郡の製茶は8千5百円余といちじるしく少ない。これも阿波における主生産地域での重みを確かめねばならないだろう。

煙草に移ると、明治7年に名東県は全国生産価額の4.1%を占め、5位となっている⁶⁾。その生産価額11万6千円にたいし、明治10年の阿波10郡の葉煙草は3万1千円余で、阿波10郡の農産物総価額中に占める位置も1.2%で、11位である。菜種の上位であって、農民経済にもつ意味の軽からざることを示している。

藍についてみると、明治7年の名東県は総生産価額の41%を占めて、第1位であり、その生産価額は120万8千円である⁷⁾。しかし明治10年の農産表によると、第1位は変わらないが、阿波の藍葉生産量は全国生産量の19.3%であり、讃岐・淡路を加えても22%であって⁸⁾、明治7年の比率とはだいぶ異なっている。もっとも藍すくも・藍玉・藍粉を除いて藍葉だけでみれば、明治7年の名東県の葉藍の比率は33.1%となる。ともあれ、明治10年における阿波10郡農産物中に占める葉藍の地位は47万2千円余（明治7年葉藍51万6千円余）で、総価額の17.5%を占めている。阿波で

の葉藍の経済的重要性はきわめて高いといわなければならない。

以上、古島氏の業績によりながら、全国的な比較のなかで商品的な農産物のもつ意味を明らかにしてきた。すなわち、明治10年の農産表によれば、阿波10郡の総生産価額の63.5%が主穀（米および雑穀）生産であるにすぎないのであって、のこる36.5%の内訳には、商品的性格のきわめて強い水産物が12.4%を占めている。そしてのこる24.9%の農産物のうちに全国第1位の生産額をほこる藍葉が17.5%を占め、加えて阿波10郡中での比率こそ小さいが全国的見地から見ればその地位の高い商品作物、菜種・実綿・楮・葉煙草や、全国的地位こそ低いが麻・繭・生糸の織物原料の生産が行なわれているのである。かくみれば明治初年における阿波10郡の農民経済は強く商品生産的傾向に規制され、全国的にも先進的な段階に達していたとみることができよう。

われわれはこうした明治初年阿波農業の全体的な性格を、阿波10郡の郡段階に下げてみると、どのような地域性をもって構成されているかを確かめねばならない。第2表CおよびDに戻って、農・水産物の郡別構成をみることにしよう。

〔米・糯米〕 米穀が生産物価額の36.4%にしかならないということは、幕藩体制社会における基本的地代源泉として低きに失する様に思われる。田方の生産力の低さが他の農産物を以って補はれている状況を示すものであろう。

さて那賀郡が34.1%を占めて10郡の1位であるが、その村数も26.5%と最大であるという側面をもつ故に、必ずしも34.1%をそのままの重みで評価するわけにはいかない。それにしても村数百分比よりも米生産価額百分比の方が高いという事実は否めない。同様の郡に名東郡の11.4%、板野郡の19.1%、勝浦郡の13.4%がある。また米生産価額百分比が10%をこえている郡も以上の4郡である。他の郡、名西・麻植・阿波・美馬・三好・海部の6郡は米生産雑額百分比において10%を下廻り、かつ村数

百分比と比較してもこれより下廻っているのである。これら10郡のそれぞれのなかで米の比重はどうか。

各郡農産物中における米の比重も、勝浦郡の64.2%、那賀郡の55.6%（農産物だけでの比率をみると68.8%）、海部郡の31.5%（農産物だけでの比率をみると79.0%）と「南方」3郡は阿波10郡平均よりもはるかに高い数値を示し、農民経済が主穀生産＝領主貢納物生産に強く規制されていることが明らかである。

〔麦類〕 麦類3種のうち総生産物価額中に占める地位の高いのは裸麦であり、広く全10郡で生産され、裸麦生産価額中海部郡の2.0%、勝浦郡の4.8%のほかはほぼ平均的である。大麦は勝浦郡を主要生産地とし、ここで全生産価額のうち72.9%までを生産しており、その生産地は勝浦郡と美馬郡（11.5%）にはほぼ限定されている。小麦は大麦の半分の生産価額であるが、広く全10郡で生産される。しかし勝浦・那賀・海部の3郡はとくに少なく、また名東・名西の2郡も少ない。ほぼ麻植・板野・阿波・美馬・三好の5郡に集中しているのである。

各郡毎の麦類の比重をみると、米穀生産の比率のきわめて高い那賀・海部の2郡は7.5%または3.3%と低く、勝浦郡は大麦の比率があるため31.7%だが、小麦0.3%、裸麦8.2%にすぎない。勝浦郡の場合は米穀と麦類だけで郡生産価額の95.9%を占めてしまっている点に特徴がある。こうした「南方」3郡にたいして、「北方」7郡で麦類が郡生産価額中に占める比率をみると、名西郡の40.1%から板野郡の11.8%までさまざまである。米穀生産額の比率と、麦類生産額の比率をくらべると、米穀の方が高い郡は名東・板野・三好の3郡であり、低い郡は名西・麻植・阿波・美馬の4郡である。しかしこの指標よりも、米麦合計の比率をみると、郡の地域的特色が現われるようである。すなわち、名東・名西の2郡はそれぞれ米麦合計が60%以上であり、板野・阿波・美馬・三好の4郡は40%台である。ひとり麻植郡のみが40%に満たない比率となっているのであ

る。こうした米麦生産の占める比率の違いは江戸時代における蜂須賀氏の本年貢賦課—農民負担のあり方と、農民経済における商業的農業への接触の仕方、および平場・山間部といった自然条件等々の複雑な組み合わせから生じたものであろうが、明治初年（幕末期）におけるそれぞれの郡の主穀生産状況は以上の如くであった。

〔粟・黍・稗・大豆・蕎麦・蜀黍・玉蜀黍・甘薯・馬鈴薯〕 本年貢の対象であった米麦以外の食用農産物を一括してみよう。もっとも農作物種類によって主産地が異なっている。粟は那賀郡が74.1%を占め、2位は麻植郡の8.0%と非常に開きがある。黍はそれ程でもなく、三好郡の33.4%、美馬郡の23.0%が多い方である。稗は板野郡の27.0%、名西郡の16.9%が多い方になる。大豆は板野郡の48.3%が高い比率を示し、名東郡の18.1%がこれにつぐ。蕎麦は麻植郡の23.8%、美馬郡の21.6%、三好郡の17.6%、阿波郡の11.6%、名西郡の11.5%と広く分散している。蜀黍は三好郡の48.2%が高い比率を占め、勝浦郡の27.4%がこれにつぐ。玉蜀黍は名西郡の43.8%が高く、海部郡の21.7%がこれにつぐ。甘薯は三好郡の27.2%、阿波郡の20.8%、美馬郡の16.1%、麻植郡の12.9%が多い方である。馬鈴薯は麻植郡の52.8%が高い比率であり、阿波郡の31.3%がこれにつぐ。

このように見てくると、1郡で40%以上の比率を占めている農作物—粟・大豆・蜀黍・玉蜀黍、馬鈴薯—と、3郡から5郡ぐらいに主産地が分散している農作物—黍・稗・蕎麦・甘薯—とにわけられる。主産地という点から見れば、名西郡の玉蜀黍、麻植郡の馬鈴薯、板野郡の大豆、三好郡の蜀黍、那賀郡の粟をあげることができよう。

郡毎の全生産物価額のなかでこれらの農作物の占める位置をみると、名東郡の大豆、名西郡の大豆と粟、麻植郡の粟と大豆と甘薯、板野郡の大豆、阿波郡の甘薯と大豆、美馬郡の甘薯と大豆、三好郡の甘薯などが注目される。「南方」3郡では那賀郡で粟が麦のかわりに大きな比率をもっているほ

か、こうした雑穀類の位置はきわめて低い。「北方」7郡のばあい、板野郡が大豆全生産額では独占的地位を占めているにもかかわらず郡内生産価額との比較でみると、三好郡を除いて、どの郡でも大豆が重要な農作物としての地位を得ていることは興味深い。大豆のこの傾向に対して、甘薯はその全生産額での比率の分散傾向とほぼ一致して、郡内生産価額の比率が高くなっている。例外的に板野郡での比率が0.6%と低い。

〔麻・繭・生糸〕 織物原料であるこれら3種は総生産物価額での比率は殆んどとるにたりない。麻の主産地は美馬郡で86.7%を産出し、残りは海部郡で産出する。美馬郡全生産物価額での比率は0.1%にしか当らず、特殊な産物である。繭・生糸のばあいは阿波郡がその生産価額の60.6%を産出し、2位の美馬郡10.2%とはかなり開きがある。阿波郡全生産物価額での比率は4.6%とかなり高いところにあり、農民経済との関係が深いと思われる。他の郡では1%にみたないのである。

〔藍葉〕 染料原料として全国第1の生産額をほこることは既にみた。阿波10郡の総生産物価額においても17.5%で、米の生産価額につぐ地位にある。藍葉生産価額の高い順にみると、板野郡42.8%、名東郡21.7%、阿波郡12.4%、麻植郡10.9%、美馬郡7.2%、三好郡3.9%、勝浦郡0.7%、名西郡0.4%となる。それぞれの郡内での地位をみると、名東・麻植・板野・阿波4郡では30%をこえる産出額となっており、美馬・三好2郡は23.1%・12.8%である。浦勝・名西2郡はいずれも1.7%ときわめて低い比率におかれ、だいたい藍葉全生産価額中での地位に対応している。「北方」7郡中での名西郡の藍葉における不振は著るしい。他の6郡での藍葉の占める商品作物としての意義は高く評価されるものがある。

〔製茶・楮皮・葉煙草〕 総生産価額中、葉煙草は1.2%もあるが、製茶・楮皮は殆んどなきにひとしい。それでも製茶は板野・阿波2郡を除く他の8郡に広く生産されており、製茶生産価額中、名東・麻植・海部の3郡が20%をそれぞれこえている。郡生産価額中においてもこの3郡での製

茶比率は1%の前後にある。製紙原料である楮皮はその全生産価額のうち、麻植郡の産出額が40.2%と筆頭を占め、美馬・三好・海部3郡が続く。葉煙草は全生産額のうち、三好郡が70.8%、美馬郡が20.5%を産出している。この2郡のなかでの葉煙草の占める比率もほぼ集中率に対応した高さであり、三好郡での15.3%、美馬郡での5.2%という比率からみて商品作物として農民経済に深いかかわりが認められる。

〔実綿・菜種〕 油料原料であるこの2種の農作物も商品作物としての意義が高いが、阿波10郡での地位はさほどではない。実綿の主産地は阿波郡47.9%であり、板野郡11.4%、三好郡11.1%が続く。各郡生産物価額中での比率もほぼこれに対応しているが、0.8%、0.2%と農民経済に及ぼす影響は小さい。菜種は全郡で生産されているが、板野郡が35.3%を占めている。名西・海部2郡はとるにたりないが、他の郡では10%前後を占めている。各郡生産物中での比率をみると、板野郡では1.2%にしか当らなく、かえって麻植郡で2.3%を占めている。菜種の場合は相当程度、商品的作物として普及していたように思われる。

〔椎茸・柴汁〕 特殊な産物であり、是も非常に少ないので、ほとんど影響がなかったとみてよいだろう。

麻・繭・生糸・藍藍・製茶・楮皮・葉煙草・実綿・菜種・椎茸・柴汁といった商品作物合計の比率が各郡それぞれどれ程であるかをみると、名東郡34.6%、名西郡3.9%、麻植郡41.7%、板野郡33.8%、阿波郡40.4%、美馬郡32.4%、三好郡32.5%、勝浦郡3.0%、那賀郡16.7%、海部郡2.9%となっている。「南方」3郡での比率は極度に低く、「北方」7郡では名西郡を除いて深く商品作物が農民経済に入りこんでいることが明らかである。そして美馬・三好2郡には藍葉比率の低さを補う他の山間部的特産物が各種あり、名東・板野2郡は藍葉にまったく依存し、麻植・阿波2郡は藍葉の他に1種か2種、実綿とか菜種または楮皮とか繭・生糸といった加工原料品を加えて40%をこえるのである。名西郡の低位性は藍葉の不振

に原因しており、「北方」7郡中特異な状況にあるといえよう。

〔水産物〕 阿波10郡での総生産物価額中での比率も食塩と海産物あはせて12.5%と高いが、特殊な産物であり、生産地も限定されている。ただ食塩の場合撫養塩田をもつ板野郡よりも、那賀郡の方が比率が高いのは一考を要する問題である。海産物は海部郡に限られてしまっている。

以上、長きに失する位、明治10年農産表によって、明治初年における農業生産物の地域的特徴を明らかにしてきた。これを寛政7年の農産物種類第1表と比較してみよう。

稲については特に問題とすべき点はない。

麦類の場合、寛政7年に「麦」とのみあるのはおおむね裸麦をさしていると思われる。小麦については寛政7年に板野郡でのみ生産されていたのが、明治初年には広く「北方」7郡に普及しているのである。

雑穀類では、粟の生産地分布は寛政期も明治期も変わらないようである。稗は寛政期に生産していなかった名西・勝浦・海部の3郡でかえって多く作られるようになっている。黍の主産地は板野・美馬・三好3郡で寛政期も明治初年も変わっていない。ただ明治初年に名西郡が加っている。蕎麦は寛政期の那賀郡だけからむしろ主産地が「北方」7郡に移っていることが注目される。蜀黍・玉蜀黍は寛政期には見えていない農産物である。

豆類は寛政期の方が品目が多いがこれは明治10年農産表作成時の価額の低さと関係して落ちたとみるべきであろう。ともあれ、豆類は寛政期も明治初年も比較的重要な農産物であって、「北方」7郡に多く生産されている。

野菜類についての寛政期の記述は不十分である。甘薯の栽培地が一変していることだけを指摘しておこう。

商品作物をみると、油料原料である胡麻は寛政期に板野・阿波・三好の3郡にみられ、明治初年には現われていない。菜種は寛政期に全郡で栽培され、明治期でも同様であるが、各郡の農産物中での地位は低下している。寛政期の木綿を織物原料とみず、油料原料とみれば、その主産地は寛

政期も明治初年もほぼ一致し、これに名東郡が加わるのである。楮皮や製茶は寛政期に見られないが、つくっていなかったとはいえないだろう。

煙草は主産地が三好郡であることは変わらないが、生産地に拡がりが見られる。

染料原料である藍葉は寛政期も明治初年でもその重要度と栽培地に変化が見られない。

かくしてわれわれは寛政期における農産物分布の地域的特徴と明治初年における農産物価額構成との比較・検討から、さほど重要でない作物、小麦・稗・蕎麦・蜀黍・玉蜀黍・甘薯等を除いて、さしたる変化が起っていないことを確かめた。菜種や胡麻の様にいくらか低位になったものはあるにしても、「北方」7郡における商品的農産物の重みと、「南方」3郡における貢租農産物生産の重みという対照的な地域性は強く阿波農業に刻印づけられているのである。さらに「北方」7郡での各郡それぞれの商品的農産物のあり方と、貢租農産物のあり方とが、またそれぞれ異なった型を形成していることも明らかになった。すなわち名東・阿波2郡の藍葉中心的農業と、麻植・板野2郡の藍葉十平場特産農業と、美馬・三好2郡の藍葉十山間特産農業の3つの類型を指摘することができる。名西郡は地理的に「北方」に属しているが、むしろ「南方」に入る型をもっている。ただし名西郡についてはもっと考える必要があるように思える。

- 1) 明治十年全国農産表, 日本農業発達史第10巻所収 昭和32。
- 2) 古島敏雄稿「諸産業発展の地域性」日本産業史大系1 総論篇 地方史研究協議会編, 288~289頁 昭和36。
- 3) 前掲古島稿 290頁 第4表。
- 4) 前掲古島稿 293頁。
- 5) 前掲古島稿 296頁 第5表。
- 6) 前掲古島稿 299頁 第6表。
- 7) 前掲古島稿 303頁 第8表。
- 8) 農産表の藍関係記載に誤りがあり, 訂正しなければ, 阿波の生産価額は全国の12.6%となる。前掲古島稿 302頁。